

一関地区広域行政組合告示第6号

一関地区広域行政組合一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成18年一関地区広域行政組合条例第39号）第3条及び第5条の規定により告示する。

令和7年1月6日

一関地区広域行政組合

管理者 一関市長 佐藤 善仁

1 施設の概要

(1) 施設の名称

（仮称）新一般廃棄物最終処分場

(2) 施設の設置の場所

一関市千厩町千厩字北ノ沢地内

(3) 施設の種類

一般廃棄物最終処分場

(4) 施設において処理する一般廃棄物の種類

一般廃棄物（焼却残渣、不燃残渣及び不燃物）

(5) 施設の能力

埋立面積 19,600 m² / 埋立容量 126,800 m³ （1 + 2期）

(6) 実施した生活環境影響調査の項目

大気質・騒音・振動・臭気（悪臭）・水質・地下水

2 縦覧について

(1) 縦覧の場所

ア 窓口

（ア）一関地区広域行政組合総務管理課 一関市竹山町7-2

（イ）一関市役所千厩支所市民福祉課 一関市千厩町千厩字北方174

イ 一関地区広域行政組合ホームページ

(2) 縦覧の期間

令和7年1月6日（月）から令和7年2月5日（水）まで

ただし、(1)ア窓口にあつては、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午

後 4 時 45 分までとする。

(3) 縦覧の手続

「ア 窓口設置」において縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、「縦覧申込書」に必要な事項を記入すること。

「イ 一関地区広域行政組合ホームページ」において縦覧する場合は手続き不要。

(4) 縦覧者の遵守事項

ア 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。

イ 報告書等を汚損し、損傷し、又は亡失しないこと。

ウ 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。

3 意見書について

(1) 意見書の提出

施設の設置又は変更に関して利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

郵送、ファクシミリ若しくは電子メールにて送信又は縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函すること。

(2) 意見書の記載事項

次のア～ウの内容を意見書に記載の上提出すること。

※なお、意見書の参考様式については、縦覧の場所に設置する。

ア 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業場の所在地）

イ 施設の名称

ウ 生活環境の保全上の見地からの意見

(3) 意見書の提出先

〒021-8501 一関市竹山町 7-2 一関地区広域行政組合総務管理課宛て

FAX：0191-31-3224 E-mail：somukanri@city.ichinoseki.iwate.jp

(4) 意見書の提出期限

令和 7 年 2 月 19 日（水）（消印有効）

(5) 意見書の取扱い

提出された意見書（直接関係しない意見は除く。）への本組合の見解をまとめ、組合ホームページに掲載する。また、意見書に対する個別の対応は行わない。

なお、提出された意見書の個人情報等は非公表として取り扱うものとする。